



3. 階段

整備基準		解説	望ましい水準
利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。		主たる階段は回り階段としないこと。主たる階段とは、園内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。	
(1) 有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。		
(2) 手すりの設置	手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりは階段の両側に連続して設置する。</li> <li>高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。</li> <li>1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。</li> <li>2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</li> <li>手すりの端部は、袖や手荷物がひっかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。</li> <li>階段の終始点より30センチメートル以上水平に延長する。</li> <li>階段の幅が3メートル以上の場合は、中間にも設ける。</li> </ul>	
(3) 手すりの点字	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりには行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921規格にあわせてものとし、点字内容を文字で併記する。</li> <li>点字ははがれにくいものとする。</li> </ul>	
(4) 回り段	回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。</li> </ul>	
(5) 踏面の仕上げ	踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>踏面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</li> <li>照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。</li> </ul>	
(6) 段鼻の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段の寸法は、蹴上げ15センチメートル以下、踏面35センチメートル以上、蹴込み2センチメートル以下とし、同一階段では、各寸法は一定とすること。</li> <li>蹴込み板を設け、段鼻は突き出さず、踏面との段差がないものとする。</li> <li>段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくする。</li> <li>階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。</li> </ul>	
(7) 両側の構造	階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		

考え方	修正案
最後の一步まで握れることで姿勢が安定する。また、下るときの手すりとして手すりがない場合、掴み損ねてえ転落する危険性があることから、水平に45cmを延長することを求める。	(解説) 手すりは、階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分も含めて段鼻から45cm以上延長すること。

4. 傾斜路

整備基準		解説	望ましい水準
利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。			
(1) 有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。		
(2) 縦断こう配	縦断こう配は、8パーセント以下とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする。</li> </ul>	4パーセント以下とすること。
(3) 横断こう配	横断こう配は、設けないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断こう配があると車椅子使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1パーセント以下とする。排水等により特別な理由がある場合のみ2パーセント以下まで許容する。</li> </ul>	
(4) 水平部分	高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>始終端部では前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車椅子が回転できるスペースが必要である。</li> <li>斜路行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車椅子使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要となる。</li> </ul>	
(5) 手すりの設置	手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。</li> <li>高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。</li> <li>1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</li> <li>手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。</li> </ul>	2段手すりとする。
(6) 両側の構造	傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。</li> </ul>	
(7) 踏面の仕上げ	踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>踏面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</li> <li>れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工すること。</li> </ul>	

考え方	修正案
姿勢が安定し、円滑な移動に資するため追加する。	(望ましい水準)

5. 便所

整備基準		解説	望ましい水準
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。		・ 公園の規模等を勘案し、適正な数を確保すること。	
ア 床面の仕上げ	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	・ 便所内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。	
イ 男子用小便器の構造	男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。		
ウ 手すりの設置	イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。		
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、多機能便房（「みんなのトイレ」として、車椅子使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、障害者等が利用する機能を付加したもの）を設ける。</li> <li>・ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便房（みんなのトイレ）を設置すること。</li> <li>・ 多機能便房（みんなのトイレ）は、異性介助を考慮して、男女共用のものを1以上設置すること。</li> </ul>	
ア 障害者等が円滑に利用できる便房	便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。		
イ 障害者等が円滑に利用できる便所	障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。		
(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。			
ア 出入口の構造	出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ロ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (2) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 (4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便所の出入口には、障害者、オストメイト、妊産婦、乳幼児を連れてきた者等の使用に配慮した便所（だれもが利用できる便所）である旨をわかりやすく表示する。</li> </ul>	
イ 広さの確保	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便所内の多機能便房の手前に、車椅子使用者が回転できる150センチメートル×150センチメートル以上の広さを設けること。</li> </ul>
(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。			
ア 段	出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。		
イ 出入口を表示する標識	出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多機能便房の出入口には、障害者、オストメイト、妊産婦、乳幼児を連れてきた者等の使用に配慮した便所（誰もが利用できる便所）である旨をわかりやすく表示する。</li> </ul>	

考え方	修正案
「建築物」に規定したものと同一	(基本的な考え方) ・ 多様なニーズに応えるため、機能を集約することで、車椅子使用者をはじめ誰もが利用しやすい便所を設けることも有用であるが、利用者が集中し、便所に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声もあることから、各種機能を便所全体に適切に分散して配置することを基本的な考え方とする。
構造に関する規定が不十分。「建築物」に規定したものと同一。	(解説) ・ 手すり付き床置き等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。 ・ 小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。
ア・イがそれぞれの意味するものがわかりづらいため、説明を補足。「建築物」に規定したものと同一。	(解説) ・ 「便所内に、バリアフリーに配慮された便房を設け、一般の便房と併設されている便所」をいう。 ・ 乳幼児用設備を設けた便房の設置に努めること。 (望ましい水準) ・ 機能分散は、可能な限り、1つの便所（男女別、男女共用）のまとまり単位で行う。 ・ 異性による介助・同伴利用等や性的マイノリティによる利用にも配慮し、男女が共用できる位置に設ける。 ・ 子ども用の便器又は便座を設ける。
構造に関する規定が不十分であるため追加。準用規定のモシあり。(国の省令/県立公園条例と同様のつくりだが、両者には規定あり)	(解説) ・ 「バリアフリーに配慮された便房が、一般の便房と独立して設けられている便所」をいう。 ・ (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びに(3)イ、(4)イからエまで並びに(6)の規定について準用する。この場合において、(4)ウ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と、(6)中「(2)アの便房のうち1以上の便房」とあるのは、「(2)イの便所」と読み替えるものとする。
機能分散化の観点から、望ましい水準において、まずはアを設置するよう働きかける。	(望ましい水準) ・ 機能分散を回る観点から、アの便房の設置を検討した上で、必要と見込まれる箇所にイの便所を設置する。
円滑な通行に必要な幅を規定する。(望ましい水準)	(望ましい水準) ・ 幅は、90cm以上とすること。
円滑な通行に必要な幅を規定する。(望ましい水準)	(望ましい水準) ・ 幅は、90cm以上とすること。 (解説) ・ 出入口の戸は、原則として引き戸とすること。
第2回会議での意見、当事者意見の反映を行う。	(解説) ・ 障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。 ・ 男女別及び内部の構造を、視覚障害者がわかりやすい方法で表示する。 (望ましい水準) ・ 和式便器・壁掛便座の別を、視覚障害者がわかりやすい方法で表示する。

ウ 腰掛便座及び手すりの設置	腰掛便座及び手すりが設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JISに準拠したものを使用する。</li> <li>・ 便座の高さは40～45センチメートルとする。</li> </ul>	
エ 水洗器具の設置	障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。</li> </ul>	
(5) (3)ア(7)及び(ウ)並びにイの規定は、(4)の便所について準用する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多機能便所の広さは、車椅子使用者が設備・備品等を使用できる等、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。</li> </ul>	
(6) (2)アの便所のうち1以上の便所に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。			

「みんなのトイレ」で求められていた基準を分解して位置を行う。	<p>(解説)</p> <p>(付属器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。</li> <li>・ ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。</li> <li>・ 便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすること。</li> <li>・ 手荷物を置ける幅又はフックを設置すること。</li> </ul> <p>(望ましい水準)</p> <p>(通報装置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼び出しボタン、フラッシュバルなどの緊急通報装置を設けること。</li> </ul>
「みんなのトイレ」で求められていた基準を分解して位置を行う。	<p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者の利用に配慮し、1以上は車椅子使用者用便室内に設置する。</li> <li>・ 既存建築物の改修や設置が義務付けられた便所とは別に利用者の分散を図るために整備する場合以外は簡易型設備による対応は行わないこと。なお、当該設備では利用が難しい方がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便所の戸に設置すること。</li> </ul> <p>・ 洗浄のため温水がでるように努めること。</p> <p>・ 大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。</p> <p>・ 全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。</p>
「建築物」に規定したのと同じ。	<p>(解説)</p> <p>(車椅子使用者用便所の戸の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。</li> <li>・ 施錠を示す色は、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどにする。</li> <li>・ (赤と緑は見分けにくい)</li> <li>・ ドアノックセンサーを設置すること。</li> <li>・ 開閉時間の調整ができるものとし、閉速度は「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-006)(全国自動ドア協会)に定めるところによる。</li> <li>・ ドア動作は人為操作によって作動させることを基本とする。</li> </ul> <p>(車椅子使用者用便所の広さ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手動車椅子で方向転換可能なスペース(200センチメートル以上×200センチメートル以上)を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。</li> </ul> <p>(望ましい水準)</p> <p>(車椅子使用者用便所の広さ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座位変換型の電動車椅子による方向転換や、大型の介助用大型ベッドの設置に必要な空間(220センチメートル以上×220センチメートル以上程度)を確保する。</li> </ul> <p>(車椅子使用者用便所の付属設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便室内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置すること。なお、カーテンを設置する際は、燃やされる・破られるといった防火面や、カーテンを手すり代わりにして使用されるといった安全面の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分留意する。</li> <li>・ (便所を施錠する場合の情報提供)</li> <li>・ 防犯や管理上の理由等からやむを得ず利用可能時間外の施錠を行っている場合は、戸に利用可能時間を表示するとともに、ウェブサイト等で利用可能時間の情報提供を行うこと。</li> </ul>
「建築物」に規定したのと同じ。	<p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子からの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便室内には十分なスペースを確保する。</li> <li>・ 折畳み式とする場合は、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。また、戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、入口との位置関係に配慮する。</li> <li>・ 介助用大型ベッドは乳幼児同伴者が用を足したり、手洗いをしながら乳幼児を寝かせておく台として使用することはできないので、乳幼児同伴者の利用が見込まれる場合には、同じ空間内に乳幼児用の椅子を設けること。</li> </ul> <p>(望ましい水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助用大型ベッドの大きさは幅60センチメートルから80センチメートル程度、長さ150センチメートルから180センチメートル程度とする。</li> <li>・ 固定式ベルトなど落下防止措置が講じられたものとする。</li> <li>・ 着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。</li> </ul>

6. 駐車場

整備基準		解説	望ましい水準
利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては、駐車台数の合計に1/50を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に1/100を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上を設けること。		・ 台数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た台数以上を整備するものとする。	
(1) 区画の幅	幅は、350センチメートル以上とすること。		・ 車椅子使用者用駐車区画が1区画の場合は、乗降用スペースを両側に設けること。
(2) 設置位置	2の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画へ通ずる園路は、2の項に定める構造とすること。		
(3) 表示	車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該駐車区画には、車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法により表示すること。</li> <li>表示は、区画内の路面だけでなく、立て看板等により分かりやすい方法で表示すること。</li> <li>道又は空地から駐車場へ通ずる出入口には、原則として、車椅子使用者用駐車区画がある旨を表示し、特に駐車区画が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあつては、当該出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。</li> </ul>	

7. 案内標示

整備基準		解説	望ましい水準
(1) 案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識）を設置する場合は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示板（一時的な情報提供）、標識（案内板や誘導サイン等）を設ける場合は、車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</li> <li>標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200センチメートル以上の高さに設置する。</li> </ul>	
ア 案内板の構造	障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。		
イ 容易な識別	当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識の表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識には平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用すること。</li> <li>標識には点字表示、触知図、音声案内装置等を設けること。</li> </ul>
ウ 明度差等の確保	案内板及び標識は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、彩度の差を確保するよう配慮すること。</li> </ul>	
(2) 案内標示のうち1以上は、1に定める出入口の付近に設けること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</li> <li>基準を満たす案内板を移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。</li> <li>標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。</li> <li>公園全体の案内図には、車椅子使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に150センチメートル×150センチメートル以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。</li> </ul>

考え方	修正案
新たに取組むパーキング・パーミット制度制度における区画の確保を求める。	<p>(望ましい水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の事情や施設の利用状況等に応じ、必ずしも広い幅員は必要ないものの、移動に配慮が必要な者等のため「優先駐車区画」を設置する。</li> <li>優先駐車区画の表示等については、車椅子使用者用駐車区画に準じること。</li> </ul>
構造に関する規定が不十分。「建築物」に規定したものと同一。	<p>(望ましい水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないよう計画するなど、障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること。</li> <li>2台以上のスペースを並べて設けること。</li> <li>見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けること。</li> <li>雨の日でも濡れずに利用できるよう屋内に設ける、又は上屋を設けること。この場合、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両に対応するため、高さは230センチメートル以上とすること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「主要な園路」への接続を意識した通行幅に関する規定を定める。</li> <li>大型の車椅子用リフト付き福祉車両の利用を想定した奥行きに関する規定を「望ましい」ものとして規定する。</li> </ul>	<p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区画の後部には、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅員120cm以上の通路を設け、主要な園路に接続させること。</li> </ul> <p>(望ましい水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奥行きは600cm以上とすること。</li> </ul>

考え方	修正案
	<p>(望ましい水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該標識が日本工業規格JIS S 5010に定められているときは、これに適合するものを用いる。</li> </ul>
用語の整理 ※移動等円滑化園路はバリアフリー法の概念であり、条例には出てこない。（指しているものは同じ）	<p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準を満たす案内板を主要な園路の出入口や駐車場の付近に配置する。</li> </ul>

8. 付帯設備

整備基準	解説	望ましい水準
ベンチ、屋外卓及びその他の設備を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造のものを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチを設ける場合は、両端に手すり兼用となるような大きめのひじかけのあるものを1以上設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチ等の付帯設備を園路沿いに設ける場合は、園路の有効幅員を確保し、その外側に設けること。</li> <li>ベンチの腰掛け板の高さは、40～45センチメートルとすること。</li> <li>杖使用者用のベンチは、標準の高さを55センチメートルとし、前傾させること。</li> <li>車椅子使用者等に配慮して、ベンチに隣接して、平坦で堅い表面の85センチメートル以上×120センチメートル以上のスペースを確保すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>野外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65センチメートル以上、幅75センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上、使用方向150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</li> <li>車椅子使用者が利用できる野外卓を複数設ける場合は、隣接する野外卓とは、220センチメートル以上の間隔を設けること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーコラ、四阿(あずまや)を設ける場合は、車椅子が回転できるスペース(150センチメートル以上×150センチメートル以上)及びベンチ横に車椅子使用者が近づけるスペース(85センチメートル以上×120センチメートル以上)を確保すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲みを設ける場合は、次の構造とすること。</li> <li>① 車椅子が接近できるよう使用方向150センチメートル以上、幅90センチメートル以上の水平部分を設けること。また、水平部分には踏み台等の障害物を置かないこと。</li> <li>② 踏み台を設ける場合は、車椅子の使用方向を考慮し支障とならない場所に設けること。</li> <li>③ 飲み口までの高さは70～80センチメートル程度とし、車椅子で利用しやすいように下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。</li> <li>④ 給水栓は、レバー式その他障害者等が利用しやすい構造とすること。</li> <li>⑤ 水飲みの飲み口は、上向きとすること。</li> </ul>	

考え方	修正案
既にガイドブックの整備例として提示しているものを明確化する。	(望ましい水準) ベンチには、背もたれや手すり等を設けることが望ましい。

9. 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

整備基準	解説	望ましい水準
視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。		
(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>(視覚障害者誘導用ブロックの構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、駐車場から1の項に定める構造の出入口に至る園路にあっては、この限りでない。</li> <li>ア 敷地に接する道から1の項に定める構造の出入口に至る経路</li> <li>イ 3の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分</li> <li>ウ 4の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場</li> <li>エ 2の項に定める構造の園路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</li> </ul>	
(2) 点字その他の案内設備の設置	7の項(1)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。	

考え方	修正案
	(解説) 黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじが明示できない場合は、この限りでないが、その場合であっても、まずは舗装面との輝度比が確保できるようにブロックを採取するように舗装の色を変えるなどの対応を検討することが望ましい。